

## 浜松市博物館ボランティア・市民学芸員設置要綱

### (目的)

第1条 浜松市博物館(以下「博物館」という。)の事業において、浜松の歴史文化に愛着をもって生きがいを提供する市民との協働により、歴史文化の継承および活用をするため、博物館ボランティアおよび市民学芸員を設置すること等に関し必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「博物館ボランティア」とは、博物館業務に関して自らの意思に基づいて従事する者で、博物館にボランティアとして登録をしてある者をいう。
- (2) 「ボランティアサークル」とは、博物館ボランティアによって構成され、博物館業務に関する活動をする団体で、その活動目的・内容・構成員及び活動実績を届け出ている団体をいう。
- (3) 「市民学芸員」とは、博物館ボランティアのうち、博物館業務について特に高い見識及び十分な実績をもち、博物館との協働により歴史文化の継承および活用を担う者で博物館長が認める者をいう。

### (博物館ボランティアの業務)

第3条 博物館ボランティアは次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 博物館が開催する展覧会・イベント業務
- (2) 博物館が行う教育普及活動業務
- (3) 博物館の展示に係る説明業務
- (3) 博物館資料の収集・整理業務
- (4) 博物館長が必要と認める業務

### (博物館ボランティアの登録)

第4条 博物館ボランティアとして活動しようとする者は事前に登録をしなければならない。

2 前項の登録をしようとする者は次の各号に定める要件を満たしていなければならない。

- (1) 高校生以上の者(浜松市以外に在住する者の登録をさまたげない)。ただし、未成年の者が登録する場合、保護者の同意を得た者でなければならない。
- (2) 博物館ボランティアとして活動する場所に自ら来ることができる者。ただし交通費等は自弁とする。
- (3) 自らの意思で活動し、無償で活動することを了承している者
- (4) ボランティア活動保険等ボランティア活動による事故に対する補償ができる保険に加入している者

3 登録をしようとする者は博物館ボランティア登録申込書(様式1)を博物館長に提出

しなければならない。ただし、博物館長はボランティアサークルから提出された構成員の名簿を以って、博物館ボランティアへの登録があったものとして扱うことができる。

- 4 博物館長は登録申込書の提出があった場合、要件を審査し、ボランティア名簿に登録する。

(博物館ボランティアの活動)

第5条 博物館ボランティアは、ボランティア活動をしようとする前に、活動日時や活動内容および活動場所について博物館と事前に調整を行うこととする。

- 2 博物館ボランティアは博物館ボランティアの名札を着用して活動することとする。

- 3 博物館ボランティアとしての活動を行ったとき、その活動にかかる実績報告を行わなければならない。

(ボランティアサークルの業務)

第6条 博物館ボランティアの業務に準ずるものとする。

(ボランティアサークルの登録)

第7条 ボランティアサークルとして活動する場合は、博物館長に次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。

- (1) 名称
- (2) 活動目的・内容
- (3) 構成員(代表者を明示すること。役員を定める場合は役員についても明示すること。)

- 2 ボランティアサークルは、前項に規定する届出内容について、年度ごと(4月1日を始期とし、翌年3月31日を終期とする。)に更新した内容を博物館長に届け出なければならない。

(ボランティアサークルの活動状況届出)

第8条 ボランティアサークルとして活動する場合、年度ごとに活動計画および活動実績を博物館長に届け出なければならない。

(ボランティアサークルの解散)

第9条 ボランティアサークルを解散する場合は、その旨を博物館長まで届け出なければならない。

(市民学芸員の認定)

第10条 博物館長は博物館ボランティアまたはボランティアサークル構成員が次の各号の要件をいずれも満たす場合、その者を市民学芸員として認定する(様式2)。

- (1) 博物館ボランティアもしくはボランティアサークル構成員として、年8回以上ボランティア活動をした者
- (2) 博物館ボランティアとしての活動実績とそれに対する自らの見解をまとめた書面によるレポートを博物館長に提出した者

- 2 市民学芸員は博物館ボランティア登録有効期間中においてのみ有効とする。

(更新)

第11条 博物館ボランティアとしての登録有効期間は年度ごと(4月1日を始期とし、翌年3月31日を終期とする。)とし、次条に規定する事由がない限り、有効期間を終了するたびに更新をする。

(登録抹消)

第12条 博物館長は次の各号のいずれかに該当するとき、ボランティアの登録を抹消する。

- (1) 博物館ボランティアが登録有効期間の途中で、浜松市博物館ボランティア登録抹消届(様式3)を博物館長に提出した場合
- (2) 博物館ボランティアが博物館の運営に支障をきたす行為を行った場合
- (3) 博物館ボランティアが博物館長の指示に従わなかった場合
- (4) 博物館ボランティア活動を行った最終日の翌日を起算日として3年を経過する日が属する年度が終了する日まで、活動がなかった場合
- (5) その他博物館長が必要と認めたとき

(遵守事項)

第13条 博物館ボランティアおよびボランティアサークルの構成員は次の各号について遵守しなければならない。

- (1) 浜松市の諸規定法令を遵守すること
- (2) 活動にあたっては博物館長の指示に従うこと
- (3) 博物館ボランティアとしての活動中知りえた個人情報やその他業務上の秘密等をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。博物館ボランティアとしての活動有効期間を終了した場合も同様の扱いとする。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

様式 1

(あて先) 浜松市博物館長

### 浜松市博物館ボランティア登録申込書

次のとおり、浜松市博物館ボランティアに登録申し込みします。

申込日 年 月 日

活動を希望するジャンル ( をつけてください)	教育普及活動		
	展示説明・解説コーナー		
	資料整理		
希望など			
氏名(カナ)		生年月日	
保護者の同意(未成年の方のみ) 浜松市博物館のボランティアとして登録し活動することに同意します。  氏名 印			
郵便番号・住所			
電話		F A X	
添付ファイルの受信が可能なメールアドレス			
博物館情報の入手方法	F A X	メール	窓 口

様式2

## 市民学芸員認定証

様

あなたは浜松市博物館のボランティアとして、浜松の歴史文化の普及・継承について貢献されましたので、ここに市民学芸員として認定します。

年 月 日

浜松市博物館長

様式3

年 月 日

(あて先) 浜松市博物館長

住所  
届出者  
氏名

## 浜松市博物館ボランティア登録抹消届

浜松市博物館ボランティアの登録を抹消したいので、次のとおり届け出ます。

1. 博物館ボランティア氏名
2. 博物館ボランティア住所
3. 登録抹消日 年 月 日  
( 記載がない場合は届出日を登録抹消日とする。)